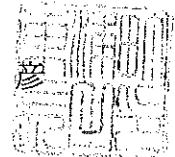


4 東秘第 5044 号
令和 5 年 3 月 30 日

東浦町議会議長 山下 享司 様

東浦町長 神 谷 明



再議書

令和 5 年第 1 回東浦町議会定例会において、令和 5 年 3 月 23 日に議決された発委第 3 号「東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正について」は、次の理由により異議があるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 176 条第 1 項の規定に基づき、再議に付する。

理由

1 選挙管理委員会委員が東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の対象になっていることの違法性について

選挙管理委員会委員が東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「コンプライアンス条例」という。）の対象になっているが、町長は選挙管理委員会委員の処分を委ねられていないため、日本国憲法第 94 条及び地方自治法第 184 条の 2 に違反している可能性が高いと説明があった。

しかし、コンプライアンス条例には町長及びコンプライアンス委員会が選挙管理委員会に「処分を行うこと・求めるこ」は一切規定されていない。

処分を規定した条例であれば違法のおそれがあるが、現行のコンプライアンス条例は、選挙管理委員会（委員長）に是正措置を求める規定であるため、地方自治法第 184 条の 2 に違反することはない。よって、当然に日本国憲法第 94 条に違反することもない。

町長部局の見解を示して、弁護士 3 名に確認したところ、全員が法律違反に当たることはないという見解を示している。

したがって、選挙管理委員会委員がコンプライアンス条例の対象となっていることについて違憲及び違法のおそれがあることを理由とした条例改正を認めることはできない。

2 発委第 3 号の提案に至るまでの経緯について

コンプライアンス条例の対象に議員が含まれていることから除くよう貴議会から依頼を受けていたことについて、貴議会との協議等の経緯は、次のとおりである。

(1) 令和 3 年 3 月 30 日に文書上で初めてコンプライアンス条例の対象から議員を

除くよう依頼を受けた。

- (2) 令和3年12月21日付の文書で東浦町議会議員の政治倫理に関する条例（以下「政治倫理条例」という。）を先に貴議会が改正してから、町長部局の提案によりコンプライアンス条例から議員を除く改正をする考えについて見解を求められたが、改正後の審査請求要件が現行の政治倫理条例のままであり、有権者の100分の1以上の連署が必要であるため、コンプライアンス条例よりも訴えに当たつての要件が厳しく、かつ、速やかな対応ができなくなることから承諾できないことを令和4年1月20日に文書で伝えた。なお、この点については、発委第2号「東浦町議会議員の政治倫理に関する条例の全部改正について」（以下「発委第2号」という。）の質疑において、提出者を代表して説明を行った小松原議員（以下「説明者」という。）からも現行の政治倫理条例による審査請求は有権者の100分の1以上を要するため実効性が非常に低いとの発言があったところである。
- (3) 令和4年2月28日に政治倫理条例の一部改正案が示され、同案のとおり議会側で改正すれば、町長部局としてコンプライアンス条例の対象から議員を除く改正ができるか見解を求められた。なお、同案においても審査請求要件として有権者の100分の1以上の連署が必要であった。
- (4) 令和4年3月28日に、令和4年1月20日に文書で伝えたとおり町民の権利の後退とも捉えられるおそれのあるため改正はしない旨を伝えた。
- (5) 令和4年5月26日付の文書で「同日の議会運営委員会において、議員をコンプライアンス条例の職員の対象に含めない規定については、貴職と本議会の見解の相違が解消する見込みがないことから今後打ち合わせは行わないことが決定いたしました。」と伝えられた。
- (6) 令和5年1月27日に政治倫理条例の全部改正案が示され、同案のとおり議会側で改正すれば、町長部局としてコンプライアンス条例の対象から議員を除く改正ができるか見解を求められた。
- (7) 令和5年2月20日に貴議会と打ち合わせを行い、政治倫理条例の改正に伴いコンプライアンス条例の対象から議員を除く改正を行うには、これまでに再三伝えてきたとおり町民の権利が阻害されることのないように政治倫理条例のコンプライアンス条例に対する代替性が必要である旨を伝えた。
- (8) 令和5年3月2日に、令和5年2月20日の打ち合わせを踏まえて修正がされた政治倫理条例の全部改正案が示された。
- (9) 令和5年3月8日に貴議会と打ち合わせを行い、コンプライアンス条例と政治倫理条例で「町民」の定義が異なり、公益目的通報ができる者と審査請求ができる者が異なることから代替性に疑問がある旨を伝えた。
- (10) 令和5年3月17日に、修正した政治倫理条例の全部改正案が示された。当該修正は、「町民」の定義について、コンプライアンス条例の代替性を確保するものではなく、前回示された政治倫理条例の全部改正案よりも狭めるものであった。な

お、この際に示された政治倫理条例の全部改正案は、令和5年第1回東浦町議会定例会において提案された政治倫理条例の全部改正案と同じ内容のものである。

- (11) 令和5年3月20日に町長から議長宛に文書で、「町民」の定義が異なることからコンプライアンス条例を代替し得ないと判断し、町長部局としてコンプライアンス条例の対象から議員を除く改正を行わないことを伝えた。

発委第2号の質疑において、「2年前からコンプライアンス条例の対象から議員を除くよう検討してきた。」という趣旨の発言が説明者からあったが、貴議会が政治倫理条例の全部改正案を示した上で、町長部局と協議を開始したのは、上記2(6)のとおり令和5年1月27日であり、町長部局が政治倫理条例の全部改正案を提示された上でのコンプライアンス条例の改正について初めて意見を貴議会に対して伝えたのは、上記2(7)のとおり令和5年2月20日である。

また、令和5年3月8日の打ち合わせ後の令和5年3月17日に示された政治倫理条例の全部改正案では、政治倫理条例における「町民」の定義が狭小化され、及び匿名での通報が不可能となるよう修正されており、あまりに短期間のうちに方向性が変わったと捉えている。

この点について、発委第3号「東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正について」(以下「発委第3号」という。)の質疑において「議会として最後の最後に呑めないところがあった。」といった趣旨の発言が説明者からあったが、何が理由で呑めないかの説明がない。

のことから、貴議会において十分な検討がなされたとは言えず、また、短期間のうちに方向性が変わったことの説明になつてない。

再議書参考資料のとおり、令和5年2月20日以降、町長部局からは、3回に渡って政治倫理条例におけるコンプライアンス条例の代替性について要望を行い、公益目的通報ができなくなる者が発生することは、町民の権利の後退となることを伝えてきたにもかかわらず、そのことを顧みず貴議会がコンプライアンス条例の改正案を提案し、可決したことは大変遺憾である。

3 公益目的通報ができなくなる者が発生することについて

政治倫理条例の改正に伴い、コンプライアンス条例の対象から議員を除くとのことであるが、現行のコンプライアンス条例では公益目的通報できるにもかかわらず、改正後には公益目的通報ができなくなり、かつ、政治倫理条例による審査請求もできなくなる者が出てくる。

具体的には、①選挙人名簿に登録されていない者（18歳未満の者、外国籍の者、本町に転居して転居前市区町村の選挙人名簿に登録されており、本町の選挙人名簿に登録されていない者）、②町内に事務所又は事業所を有する個人、③町内に通勤し、又は通学する者、④匿名の者（証拠資料を示した者に限る。）、⑤氏名及び住

所を明示して通報する意思はあるが、証拠資料を示すことができない者が該当する。

この点については、発委第2号の質疑において複数名の議員が質問しており、説明者からは、「議員は選挙で選ばれるので政治倫理条例とコンプライアンス条例では意味合いが違う。」、「公益目的通報は職員による内部告発だが政治倫理条例は内部告発とは違う。」、「例として町外の方は本町の有権者の力を借りて審査請求を行う。」といった趣旨の答弁があった。

議員は全町民の代表であるにも関わらず、選挙で選ばれることを理由に有権者のみを審査請求の対象に限ることは道理に合わない。有権者の前でのみ政治倫理基準を遵守すればよいわけではない。よって、政治倫理条例を改正し、審査請求者を有権者に限るのであれば、有権者以外の町民の訴えを聞くために、現行の公益目的通報ができる者を狭めるべきではない。説明者の発言どおり「政治倫理条例とコンプライアンス条例では意味合いが違う。」のであれば、政治倫理条例を改正するからといってコンプライアンス条例を改正する必要はない。

次に、公益目的通報は職員による内部告発であるとのことだが、公益通報は公益通報者保護法による従業員が法律違反を発見した際の内部通報制度であるのに対し、通報者の範囲を職員以外にも町民にまで広げ、通報対象行為も法律違反よりも広くしたもののが、コンプライアンス条例による公益目的通報である。よって、公益目的通報は内部告発に留まるものではない。

町外の方は本町の有権者の力を借りて審査請求を行うことを例とする発言があつたが、通報者保護の観点から言えばあり得ないものであり、ハラスメント等の被害者の心情を無視している。

以上のことから、現在、公益目的通報ができるにも関わらず、改正後は公益目的通報ができなくなる方に対しての説明としては、到底納得できるものではない。

4 附則について

発委第3号の議案書3ページの「(施行期日)」の見出しの上に「附則」という標題がないことから、附則として位置付けられる規定が存在しない。

このことから、発委第3号は施行日の定めがない条例である。また、経過措置が存在しないことから、施行日前に受け付けた公益目的通報等で施行日以後に処理が終わっていないものに対応できることとなるため、町民に混乱と不利益を与える。

また、経過措置と思われる条文には、公益目的通報と不当要求行為のみ適用関係が規定されているが、コンプライアンス条例第10条に規定する不利益取扱いの申し出についての適用関係が規定されていない。不利益取扱いの申し出は、公益目的通報したこと又は公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けた場合等に申し出た者の救済を図るものであり、施行日前にあった申し出については施行日以後も対応を継続すべきであるが、規定がないことからできないこととなる。

法規文として適切ではなく、また、経過措置において不利益取扱いの申出者が含まれていない条例改正を町長部局として認めることはできない。

5 最後に

貴議会において政治倫理条例を改正することに伴い、コンプライアンス条例を改正することだが、政治倫理条例は議員の政治倫理に関することについて規定した内容であり、コンプライアンス条例は職務の適正な執行の確保に関する規定した内容である。両条例について重なる部分があることは認めるが、政治倫理条例がコンプライアンス条例を代替し得ないのであれば、両条例を共に適用させることは今までどおり何ら問題がない。

貴議会において政治倫理条例が「全国の自治体の中で最も議員に厳しい条例」であることを標榜しているが、違反を訴えることができる者については現行のコンプライアンス条例のほうが範囲が広く厳しいと言える。よって、全国の自治体の中で最も厳しいことを標榜するのであれば、現行のコンプライアンス条例を改正することなく、政治倫理条例及びコンプライアンス条例を共に適用させることができ、「全国の自治体の中で最も議員に厳しい」状態が実現できる。

本町のコンプライアンス条例は、平成22年の国勢調査問題を受け、特別職を含めて町全体で法令遵守に取り組むために定められたものである。

実際、コンプライアンス条例制定時の平成26年第1回東浦町議会定例会においては議員全員の賛成を得ており、また、平成27年に定められた政治倫理条例の第1条には「この条例は、東浦町議會議員の政治倫理に関し東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、誠実かつ公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。」とあることから、貴議会としてコンプライアンス条例に賛同し、活用していく姿勢が見られる。

その後、令和2年第2回東浦町議会定例会において議員間の不貞関係によって貴議会の信用を大きく失墜させた等を理由に議員辞職勧告決議がなされた。

当該事案を踏まえれば、今後も議会として襟を正していく必要がある中で、賛同し、活用していたコンプライアンス条例を改正して公益目的通報ができない者を発生させること及び当該議員辞職勧告決議を受けた者が提案者となり、また、代表して説明をしたことは町民の理解を得られるものではない。

今一度、制定時の趣旨に鑑み、町長部局とともにコンプライアンス条例に基づき法令遵守に取り組む姿勢を示していただきたい。